特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	介護保険に関する事務							
②事務の概要	介護保険法に基づき、要介護及び要支援認定者並びに介護予防・日常生活支援総合事業対象者のサービス利用に伴う給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、被保険者から保険料を徴収する。また、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行う。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定							
	「介護保険法及び行政子続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る届出の受理、届出に係る事実審査又は届出に対する応答 ②被保険者証又は認定証等の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査							
	⑤要支援認定,要支援更新認定,要支援状態区分の変更の認定の申請の受理,申請に係る審査 ⑥介護予防・日常生活支援総合事業認定及び更新認定の申請の受理,申請に係る審査 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理,申請に係る審査 ⑧居宅介護サービス費等の額の特例,介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理,申請に係る審査							
	③保険料滞納者に係る支払方法の変更⑩保険給付の支払の一時差止め⑪保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例⑫保険料の賦課・徴収⑬特別徴収対象者の管理							
③システムの名称	介護保険事務処理システム,年金集約システム,宛名管理システム,中間サーバー,サービス検索・電子申請機能,申請管理システム							

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険被保険者ファイル,介護保険受給者ファイル,年金特徴情報ファイル,宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項 別表項番100, 平成26年内閣府·総務省令第5号 第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠 ・番号法第19条第	8号 庁・総務省令第 】 8号に基づく令和	9号 第2条の表131及び132項 回6年デジタル庁・総務省令第9号 第2条の表2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 125, 128, 132, 114, 116項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部保険課
②所属長の役職名	福祉部保険課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	東海村福祉部保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711					
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			1,000人以上1万人未混	茜]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和7年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	7年1月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種类	Į.				
[基礎	·項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価。 2) 基礎項目評価。 3) 基礎項目評価。	書及び	
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関については、そ	それぞれ重点項	目評価書又は全項	目評価書において	、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	-クシステムを	通じた入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供	^{トットワークシス}	マスを通じた提供を	-除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[:]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続	しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [〇]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠						

9. 監	查						
実施の)有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査	
10. 彼	É業者に対する教育・	啓発					
従業者	省に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最	も優先度が高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優る対策	先度が高いと考えられ	<選択版 1) E 2) E 3) ħ 4) 5 5) 7 6) † 7) † 8) \$	目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 青報提供ネットワーク	れるリスク 事務に使 不正に使 のいまな かいまな かいまな かいまな かいまな システム を いい 滅失・	への対策 要のない情報 用されるリスク リスクへの対策 スクへの対策 通じて目的対 通じて不正な	との紐付けが行われるリスクへの対策 フへの対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を呼 の入手が行われるリスクへの対策 :提供が行われるリスクへの対策	}
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	ようアクー	セス制限を行っており	, かつ, 定	期的にアクセ	ができる端末,職員,参照範囲が必要最小 スログの確認を行っている。また,アクセス ログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼	、権限の

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	②事務の概要		介護保険法に基づき、要介護及び要支援認 定者並びに介護予防・日常生活支援総合事業	事後	
平成29年4月1日	②法令上の根拠	【【情報照会の根拠】 1·番号法第19条第7号, 別表第二項番93, 94	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番93, 94	事後	
平成29年4月1日	1. 对家人致	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年7月12日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番93, 94	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番93, 94	事後	
平成30年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番93, 94	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番93, 94	事後	
平成30年4月1日	①部署	福祉部介護福祉課	福祉部高齢福祉課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部介護福祉課長 丸山 由美子	福祉部高齢福祉課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	連絡先	東海村福祉部介護福祉課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部高齢福祉課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	11 きい値判断項目	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	4. 情報提供ネットワークシス	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番93, 94	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番93, 94	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番93, 94	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番93, 94		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉部住民課	福祉部保険課	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉部住民課長	福祉部保険課長	事後	
令和5年2月6日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
∆ €0.000	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部保険課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年6月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	介護保険事務処理システム, 年金集約システム, 宛名管理システム, 中間サーバー	介護保険事務処理システム, 年金集約システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, サービ	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	別表第一項番68	別表項番100	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ·番号法第19条第8号, 別表第二項番93, 94 ·平成26年内閣府·総務省令第7号 第46条, 第47条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・令和6年デジタル庁・総務省令第9号 第2条 の表131及び132項	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 119・平成26年内閣府・総務省令第7号第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第10条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第44条, 第44条の4, 第47条, 第49条, 第55条, (別表第二項番30, 95, 119に係る主務省令は未公布)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく令和6年デジタル庁・総務省令第9号 第2条の表2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,114,116項	事後	
令和7年3月28日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	新様式対応
令和7年3月28日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3)権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
会和7年3月29日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末,職員,参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており,かつ,定期的にアクセスログの確認を行っている。また,アクセス権限の所有者には,事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており,対策を講じている。	事後	新様式対応
	表紙 公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日	事前	基幹業務システムの統一・標準化に向けた再実施
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求		東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	